

令和元年 8 月 2 6 日

第 14 回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 14 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和元年 8 月 26 日(月) 午後 3 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（~~用途区分変更~~・除外
・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び意見聴取決定について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 徳 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太 郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

6 番 石 神 一 男

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

前 田 昭 市

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後3時00分
事務局	ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第14回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「9番委員」と「14番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の2ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は9件になります。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2から番号9については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしく願います。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
6番委員	番号1の面積ですが、523㎡となっていますが譲渡人の経営面積は532㎡となっています。9㎡は残るのですか。
事務局	登記面積は523㎡です。経営面積は農地台帳を確認します。

議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。
	議案書の5ページから14ページになります。
	今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案30件です。
	内訳は、新規の利用権設定が23件、再設定が7件、合計面積は、80筆77,063㎡となっています。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(31番委員の復席確認)
	次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番について、ご審議願います。

委員
議長

委員
議長

13番委員

議長

委員
議長

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、37番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(37番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

番号3番につきまして、8月5日に、私と33番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。

申請人は、調理師の仕事をしていましたが、農業をしている義父母に農業をやってみないかと誘われ、農業を始めました。

オクラ30a、エンドウ8a、ソラマメ10aを栽培し目標年間販売高は約500万円を目指しております。

妻は、他の仕事をしているため、1人で農作業に従事していますが、農繁期は義父母に手伝いをもらうそうです。

また、農機具等は、義父が所有しているものを借用し、取り扱い方法についても義父に習ったことから、農機具等の操作も問題ありません。

今後は、今回借用した農地に、ハウスを建設し収入を増やしていきたいと言われていました。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

ただいま担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の3番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承

委員
議長

認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

20番委員

番号4番につきまして、8月1日に、私と会長で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。

申請人は、平成24年まで会社員として勤めていましたが、祖父と父の手伝いをするうちに、後を継ぎたいと思い農業を始めました。

オクラ30a、エンドウ20a、キャベツ15aを栽培し、目標年間販売高は約400万円を目指しております。

妻と一緒に農作業に従事しており、以前から農業の手伝いをしていたことから、栽培技術・農機具等の操作も問題ありません。

農機具等は、父が所有しているものを借用するとのことでした。

今後は、耕作面積を増やし、ハウスも建設したいと言われていました。また、地元の消防団に入団するなど、今後、地域の担い手として期待できる青年です。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

また、この400万円につきましては、オクラの裏作としてキャベツ等を栽培するとのことでした。

議長

ただいま担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の4番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案の

	とおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち利用権設定分の5番から30番について、ご審議願います。
8番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 19番と23番についてお伺いします。 19番は荒廃農地の解消ということで使用貸借とのことですが、面積が113㎡を荒廃農地の解消というのはコストパフォーマンスが悪いと思うのですが、他に事情があるのでしょうか。 23番について5年間の使用貸借で再設定とのことですが、前回も使用貸借なら10年間は無償で貸借になると思うのですが、貸人と借人は何か親戚関係があるのでしょうか。
事務局	19番について、この農地は■■■■さんのハウスの隣にある農地で荒廃地化しているとハウスに支障があるため、今後荒廃地化しないように管理をすることを条件に使用貸借にしているようです。 23番については、今回が3回目の更新になりますが、親戚等の関係はありません。長期間借りることと、適切に管理することを条件に使用貸借となっているようです。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の5番から30番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から30番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	8月9日の転用調査時に、私と、7番、21番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番から9番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から5番は売買、6番から9番は贈与による申請でございます。 6番は子への贈与、7番は孫への贈与、8番と9番は親族への贈与です。

	なお、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから31ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、3番委員の退席を求めます。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （3番委員の復席確認） 次に、議案第2号のうち2番から9番について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち、2番から9番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、2番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出の意見決定についてを議題といたします。
小委員長	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
まず番号1番ですが、目的は一般住宅です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ270m行った農用地区域内農地で、
東と北は里道、西と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、
除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当
します。

事業計画者は、現在借家住まいであることから、父が所有する申請地
を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を
満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められません
でした。

次に番号2番ですが、目的は駐車場です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ450m行った農用地区域内農地
で、東は5条許可地、西と北は5条申請地、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、
除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当
します。

事業計画者は、申請地の西と北に隣接する、平成27年10月21日
付で農用地の除外がされている農地に一般住宅の建築を計画しており、
5条の申請がなされ、本日議案第5号にてご審議いただくこととなって
おります。この一般住宅の駐車場部分の敷地が農用地の除外がされてい
ない農地を含んでいたことから、今回農用地の除外申請があったもので
す。

なお、駐車場整備後の全体面積は388㎡になります。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を
満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められません
でした。

以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断する
ところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ござい

委員
議長

ませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、果実直売所です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、 から北東へ935m行った農用地区域内農地で、東は県道、西は公衆用道路、南は畑、北は市道に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、平成29年3月3日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、主にマンゴーや熱帯果樹を栽培しており、今回自己所有の申請地に、果実の直売所を建築する計画ではありますが、既に着工していたことから、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

始末書付きですが、ずいぶん前からあるような気がします。いつ頃からあるのでしょうか。

小委員長

以前はプレハブを設置して販売していました。今回は新たに建屋を建築するものですが、すでに鉄骨の骨組みが建築されていたので始末書が提出されているものです。

事務局	平成29年に農振の用途区分変更がされていますが、それまではプレハブを設置して販売していたようです。建屋の建築をするために農振法の申請をして、許可されましたが、その許可を農地転用の許可であると勘違いして建築に着工していたため、本人へ転用の申請がされていないことを説明し、今回始末書付きで申請がされたものです。
8番委員	用途区分の変更許可を農地転用許可と勘違いして着工したということですか。
事務局	そのようです。
8番委員	分かりました。
5番委員	農地法とは関係ないですが、ここのお客さんが路上駐車するために周辺で営農する方の交通の妨げになることがあるようですので、農業委員会から指導していただければありがたいです。
議長	分かりました。
	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	まず番号1番ですが、転用目的は、地震観測小屋です。
	資料の34ページをお開きください。
	申請地は、 XXXXXXXXXX から東へ770m行った農地で、周囲はすべて牧場に接しています。
	農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当します。
	申請人は、地震の予知及び防災に関する研究を主な目的とする公益財団法人で、平成9年に農地法の許可を得ないまま、地震計設置のために申請地を賃借し、地震観測小屋を建築したもので、今回始末書が添付されております。
	土地の形状については現状で、土留工事済であり、周辺農地への影響

は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ170m行った農地で、北は国道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、土木や左官業を営んでおり、平成8年に使用貸借で5条許可を受け、申請地に資材置場を整備しましたが、今回兄の妻から申請地を譲り受けることとなり、引き続き資材置場として使用する計画です。

土地の形状については現状で、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ410m行った農地で、東と北は畑、西は市道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ450m行った農用地区域内農地で、東は市道及び畑、西と北は畑、南は宅地及び5条許可地に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、南側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の

	居住する一般住宅を建築する計画です。 土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは議案第5号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8 番委員	1 番についてですが、20 年経ってから申請された理由は何でしょうか。
事務局	これについては、今年になってから相談があり事務局でも把握しました。この法人は県内に17カ所地震計を設置しておりますが、そのうち数カ所で5条許可が必要であるにも関わらず、許可を得ていないことが判明したため、今回始末書付きで5条許可を得ようとするものです。 他の自治体にも同じように申請するとのことでした。
8 番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。 議案書の20ページをお開きください。 今月は、売渡申出8件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以下につきましては、お目通しください。 また、見取図、地籍図等につきましては、資料の36ページから53ページまでをご参照ください。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。

委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 番号1は17番委員と37番委員。 番号2は15番委員と35番委員。 番号3は4番委員と23番委員。 番号4は番号3と同じ委員。 番号5は14番委員と34番委員。 番号6は9番委員と29番委員。 番号7は19番委員と38番委員。 番号8は番号7と同じ委員。 以上、事務局案として提案いたします。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。 (各委員了解あり) それでは、議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に議案第7号「荒廃農地に係る非農地判断」についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第7号 荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は22ページから24ページになります。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は、森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、36筆 51, 541㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるもので

す。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは議案第7号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はありませんか。

「なし」の声あり。

議案第7号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題はこれで終了いたしました。

他にございませんか。

5番委員 ■■■■■の畑かん地区内数カ所で耕作者はいるのですが、荒廃地になりつつある農地があり、耕作者の方へ指導をするのですが是正されない状況があります。農業委員会事務局又は農政課から指導してもらえればありがたいです。

もう一点、市内でオクラの盗難被害があると聞きました。これについても農業委員会や農政課又は県からの指導などをお願いしたいと思えます。

事務局 まず、2点目からですが農業委員会だけの対応はできそうにありませんが、今回のことは関係課へも情報提供したいと思います。

1点目については、詳しい情報を教えていただいて、現地確認などしながらケースごとに対応ができるところはしていきたいと考えております。

議長 補足ですが、盗難については警察でも把握しているようです。警察にも盗難にあったという話があるそうで、パトロールなどもしているそうです。

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他になければ、その他に入ります。

その他について、事務局に説明を求めます。

それでは、その他についてご説明いたします。25ページをお開きください。

議長
委員
議長

事務局

その他（議案書25ページを参照して説明）

1. 8月の行事報告
2. 9月の行事予定等
3. その他

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、第14回指宿市農業委員会を閉会いたします。

ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後4時10分）

指宿市農業委員会会長

蓑田 六雄

議事録署名委員 9番委員

議事録署名委員 14番委員